## 認知症疾患医療センターに関する診療報酬について

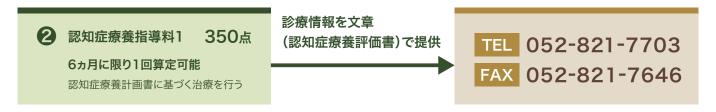


## 認知症を疑う場合



紹介元の医療機関において認知症の疑い患者を認知症疾患医療センターに紹介した場合、**診療情報提供料(250点)**に加え、**認知症専門医療機関紹介加算(100点)**が算定できます。

## ■認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者の診療情報を提供する場合



紹介元の医療機関において、認知症疾患医療センターからの「認知症療養計画書」に基づき治療を行い、認知症疾患医療センターに診療情報を文書で提供した場合、**認知症療養指導料(350点、治療を開始月から6ヵ月を限度に、月1回に限り算定可能)**を算定できます。(認知症療養評価書は当院ホームページよりダウンロードできます。)

## **|認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者の症状が増悪した場合**



紹介元の医療機関において、すでに認知症疾患医療センターで認知症と診断された患者の症状増悪時に紹介した場合、**診療情報提供料(250点)**に加え、**認知症専門医療機関連携加算(50点)**を算定できます。